

## 茶園改植支援対策要領

### (1)趣 旨

良質茶生産の最重要基盤である茶樹を育成するために優良品種への改植を推進する。

また、厳しい茶業経営から脱却するには、茶園の若返りを図り優良品種へ更新することが急務であり、茶樹粉碎機等を活用して短期間で早急に改植を押し進める為、茶園の改植に対して支援する。

### (2)支援内容

①茶苗木・土壌改良資材・茶樹粉碎機負担・重機借上げ等を支援する。

②10a 当り 10,000円を上限とし粉碎機の使用を推奨する。

③採択基準は、国の「茶園改植支援事業」に準ずる。

◎面積…1ヶ所当たり 1a 以上の茶園とする。

◎静岡市が対象とする品種への改植又は再改植とする。

- ・やぶきた、おくひかり、おくみどり、さえみどり、香駿つゆひかり  
静7132、いなぐち、べにふうき、やまかい及び山の息吹、
- ・地域推奨品種として組合長が特に認めた品種

### (3)支援期間

令和2年4月から令和3年3月までの1年間

### (4)改植推進面積

年間予定 5ha

### (5)年間予算枠

500,000円

※ 5ha × (@10,000円/10a) = 500,000円

(6)農業情勢や支援策の活用状況により要領を改正する場合は、組合長の決により改正する。

## 茶から他作物へ転換した場合の支援策要領

### (1)趣 旨

近年の茶価の低迷や資材の高騰により、茶業経営は大変厳しい状況下におかれております。

そこで、茶から他作物に転換し補完作物を導入することによる茶複合経営により農業経営の安定を図るため、作物転換に対して支援する。

### (2)支援内容

定額を助成します（整地代、種苗費等）

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| ・果樹樹類    | 10 a 当り | 10,000円 |
| ・花木・花卉類  | 10 a 当り | 10,000円 |
| ・野菜類・その他 | 10 a 当り | 10,000円 |

採択基準は、静岡市「補完作物転換事業補助金交付要綱」に順じ、当該事業の対象となったものに対し補助金を交付する。

### (3)支援期間

令和2年4月から令和3年3月までの1年間

### (4)転換推進面積

年間予定 5ha

### (5)年間予算枠

500,000円

※ 5ha × (@10,000円/10a) = 500,000円、

(6)農業情勢や支援策の活用状況により要領を改正する場合は、組合長の決により改正する。

\*年間予算を上回る場合、茶園改植支援対策事業費の科目間の活用を認めるものとする。

## ハウス新設支援対策要領

### (1)趣 旨

野菜・花卉、果樹等を導入することにより農業を活性化させ農業経営の安定化を図ると共に、地産地消を推進する為にハウスの新設に対して支援を行う。

### (2)支援内容

- ①生産の目的は、野菜、花卉、果樹等の作物に限る。
- ②ハウスは新設のものとし、面積30㎡以上のハウスとする。
- ③個人（組合員）が、新設するハウス資材費の3分の1以内を支援する。  
（但し消費税は含まない、百円未満は切り捨て）
- ④支援額は200,000円を上限とする。
- ⑤過去（平成29年以降）において個人（グループ）が、パイプハウス支援制度を活用していない事。

### (3)支援期間

令和2年4月から令和3年3月までの1年間

### (4)新設予定棟数

年間 10棟

### (5)年間予算枠

2,000,000円

※ 10棟 × @200,000円 = 2,000,000円

- (6)農業情勢や支援策の活用状況により要領を改正する場合は、組合長の決により改正する。

## 野生鳥獣被害防止支援対策要領

### (1)趣 旨

鳥獣害による農作物への被害は、極めて深刻な状況に置かれていることから、その防止の為の対策として効果的な対策支援を実施する

### (2)支援内容

①電柵・猿防護資材等を購入するための個人(組合員)への購入資材代を助成する。

- ・旧安倍 6 ケ村以外については、防護柵設置資材代(税抜)の内、その他の補助制度と併せ上限 70,000 円まで助成する。  
(但し消費税は含まない、百円未満は切り捨て)

※旧安倍 6 ケ村とは、大河内、梅ヶ島、玉川、井川、清沢、大川地区

- ・旧安倍 6 ケ村及び団体型については JA 静岡市の助成はなし。
- ・平成 27 年以降助成を受けた者は、5 か年経過後を条件とする。

②地域一体型における被害防止体制への整備経費を支援

- ・集落単位等による防護柵設置経費の内、地元負担額の 3 分の 1 以内を助成する。但し、1 集落(グループ) への上限 100,000 円とする。  
(但し消費税は含まない、百円未満は切り捨て)

③鳥獣被害地区対策協議会への活動助成

- ・地区協議会に対し、活動費の支援をする。
- ・1 協議会への助成 (稟議申請により) 50,000 円
- ・事業実績により追加助成を、上限 50,000 円以内とする。
- ・助成金の用途は、会議費・視察研修費・防護資材等

(3)支援期間 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 1 年間

(4)年間予算枠 2,750,000 円

(5)農業情勢や支援策の活用状況により要領を改正する場合は、組合長の決により改正する。

## 新規就農者支援対策要領

### (1)趣 旨

J Aと就農計画を立て経営安定を目指す就農者を育成することを目指します。

### (2)支援内容

- ①就農計画の中で導入する資材、材料費の1/2を支援する。
- ②支援額は300,000円を上限とする。

### (3)支援期間

令和2年4月から令和3年3月までの1年間

### (4)新規就農者支援数

年間 10人

### (5)年間予算枠

3,000,000円

※ 10人 × @300,000円 = 3,000,000円